

## 長岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年1月9日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

### 1 監査の対象

市民部	スポーツ振興課 (オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致推進室を含む。)
商工部	商業振興課
観光・交流部	観光事業課
越路支所	

### 2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

### 3 監査の期間

平成29年12月4日から12月20日まで

### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

## 5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
スポーツ振興課	適正に処理されていました。
商業振興課	適正に処理されていました。
観光事業課	適正に処理されていました。
越路支所 地域振興課	適正に処理されていました。
越路支所 市民生活課	適正に処理されていました。
越路支所 産業建設課	適正に処理されていました。